

流山市立東小学校

PTA 規約及び細則

*PTA 規約は大切に保管して下さい。

流山市立東小学校 PTA 規約

第1章 名称及び所在地

この会は、任意加入の社会教育関係団体であり、流山市立東小学校 P T A と称し、所在地を東小学校（千葉県流山市名都借 8 5 6）、本部を同小学校内に置く。

第2章 目的

この会は、多くの保護者と教職員が連携・協働し、互いに学び合いながら、子どもたちに安心感を与え、子どもたちの健やかな成長に寄与することを目的とする。

第3章 方針と活動

この会は目的を達成するために次の活動を行う。

1. 教育に関する会員の理解と自覚を深め、教養を高める。
2. 児童の教育の向上と生活環境を改善することに努める。
3. 学校と家庭の緊密なる連絡によって、児童の生活を補導する。
4. 会員の親睦を図る。
5. 公的教育費の充実につとめるとともに、これに協力する。
6. その他目的達成のために必要な活動をする。
7. この会は教育と児童の福祉を本旨として、民主的に運営される民主的な団体であり、営利・宗教及び政党と特定な関係を持つてはならない。この会または、役員の名で特定の企業を支持すること、公私の選挙の候補者の推薦をしてはならない
8. この会は児童教育と福祉を目的とする他の団体及び機関と協力する。
9. この会は教育に関して学校の諮問に答え、或いは意見を述べるが、学校の管理や人事に立ち入らない。

第4章 会員

この会は東小学校に在籍する児童の父母、又はこれに代わる保護者及び教職員の賛同者を会員とする。この会へは、自由な意思により入会し、また退会することができる。

1. この会への入会希望者は、入会届を提出することにより入会することができる。
年度毎に継続・退会の意思確認を行う。
2. この会への退会希望者は、退会届を提出することにより退会することができる。
子の卒業や転校又は勤務校の移動によって会員資格を失うものは、退会届の提出は必要なく、会員資格の消滅をもって退会とする。

3. 再入会は可能とする。
4. 会員は会費を負担する。

第5章 役員・会計監査

1. この会の役員・会計監査は次のとおりとする。

会長 1名（保護者）
副会長 （保護者）
書紀 （教職員と保護者）
会計 （教職員と保護者）
会計監査 （教職員と保護者）

会長以外の役員数については細則で定める。

2. 役員・会計監査の任務は次のとおりとする。

- A) 会長はこの会を代表し、会務を統括する
- B) 副会長は会長を補佐し、会長が不在の時にはこれを代行する。
- C) 書紀はこの会の記録・書類の保管・会議の議事の整理・その他庶務事項を担当する。
- D) 会計は予算に基づいて、会計事務を処置し、総会において監査を経た決算報告をする。
- E) 会計監査は会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- F) 後任の本部役員及び会計監査の選出をする。
- G) 会計監査は、本部経験者より選出する。

3. 会員は役員に立候補、もしくは候補者を推薦することができる。

4. 役員・会計監査は総会において承認を得て、選出される。

5. 会長の任期は2年とする。

再任は上限なく連続して可能とする。但し、再任の任期は1年とする。

副会長、書紀、会計の任期は2年とする。

再任は上限なく連続して可能とする。但し、再任の任期は1年とする。

会計監査の任期は1年とする。

また、上記役員が任期途中でやむを得ない事情などにより辞任となった場合は、役員会にて新役員候補者を選考する。任期は前任者の任期を引き継ぐ。

第6章 運営

本会運営のために次の機関をおく。

1. 総会
2. 本部役員会
3. 運営委員会
4. 本部

本部役員会は運営委員会に諮る内容について審議する。

本部役員会は10万円未満の決裁について審議する。

運営委員会は役員、教職員（2名）をもって構成され、会長が招集する。

運営委員会は、総会に準ずる議決機関とする。

運営委員会の任務は次の通りとする。

1. 総会の意向に従い、この会の運営と活動の総合的な審議と決定
2. 委員から提出される事項についての審議
3. 特別委員会の設置と廃止
4. 緊急を要する事項の処理

校長及び教頭は、すべての会に出席し、意見をのべることができるが、議決に加わらない。

会員も運営委員会の傍聴はできるが、発言の際は議長の許可を必要とする。

第7章 総会

総会は会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

1. 総会は定期総会と臨時総会とする。
2. 定期総会は、会計年度終了後40日以内に会長が招集する。
3. 臨時総会は次の場合に会長が招集する。
 - A) 運営委員会が必要と認めた場合
 - B) 会員の5分の1以上の要求があった場合
 - C) 10万円以上の決裁があった場合
4. 総会に付議する事項は次のとおりとする。
 - A) 事業報告及び決算報告
 - B) 事業計画及び予算案
 - C) 役員・会計監査の選出
 - D) 規約の改正
 - E) その他の重要事項の審議と承認
5. 総会は書面（電磁的記録を含む）によるものとする。
6. 総会は全会員の2分の1以上の承認を得たものを可決とする。また、未回答や白票は同意とみなす。可否同数の時は、議長が決定する。

第8章 本部役員会

本部役員会は運営委員会に諮る内容について審議する。

本部役員会は10万円未満の決裁について審議する。

第9章 運営委員会

運営委員会は役員、教職員（2名）をもって構成され、会長が招集する。

運営委員会は、総会に準ずる議決機関とする。

運営委員会の任務は次の通りとする。

1. 総会の意向に従い、この会の運営と活動の総合的な審議と決定
2. 委員から提出される事項についての審議
3. 特別委員会の設置と廃止
4. 緊急を要する事項の処理

第10章 特別委員会

運営委員会が必要と認めたときは、特別委員会を設けて活動を進めることができる。
特別委員会はその目的を達成したときに解散します。

第11章 本部

この会に本部を置く。

本部は役員で構成され、PTA全体の運営を円滑に行うための事務的な仕事を処理する。
本部の任務は次のとおりとする。

1. 対外的窓口
2. 各種会合の連絡通知・実行・記録
3. 会計事務
4. 議事録
5. 学校運営に関し、役員が必要と認めた事項
6. 次年度役員の選出

第12章 会計

1. この会の活動に要する経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。
2. この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
3. この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
4. この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
5. 会計細則は別に定める。

第13章 業務委任

本会は学校とは、次の事務に関して業務委任契約を締結する。

1. 会費の徴収
2. 配布物の配布、収集

第14章 個人情報取扱規程

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規程」に定め適正に運用するものとする。

第15章 細則

運営委員会は会の円滑な運営に必要と思われる規約を補足する細則を定めることができる。
細則の更改は運営委員会での賛同を必要とし総会に報告する。

附則

- ・ 昭和54年4月28日作成
- ・ 平成3年1月 臨時総会にて規約を一部改正
- ・ 平成3年4月 規約を一部改正
- ・ 平成7年4月 規約を一部改正
- ・ 平成9年4月 規約を一部改正
- ・ 平成11年4月 規約を一部改正
- ・ 平成12年4月 規約を一部改正
- ・ 平成13年4月 規約を一部改正
- ・ 平成14年4月 規約を一部改正
- ・ 平成21年4月 規約を一部改正
- ・ 平成24年4月 規約を一部改正
- ・ 平成25年4月 規約を一部改正
- ・ 平成29年4月 規約を一部改正
- ・ 平成30年4月 総会にて規約を一部改正
- ・ 平成30年11月 臨時総会にて規約を一部改正
- ・ 平成31年4月 総会にて規約を一部改正
- ・ 令和2年4月 規約を一部改正
- ・ 令和3年4月 規約を一部改正
- ・ 令和5年4月 規約の一部改正

流山市立東小学校 P T A 規約<細則>

第 1 章 本部役員定数

P T A 規約・第 5 章に定められた会長以外の P T A 本部役員定数を以下のように定める。

副 会 長 2 名以上 4 名以下（保護者）

書 紀 3 名以上 5 名以下（保護者 2 名以上 4 名以下、教職員 1 名）

会 計 3 名以上 5 名以下（保護者 2 名以上 4 名以下、教職員 1 名）

会計監査 3 名 （保護者 2 名、教職員 1 名）

1. 役員の人数は、活動の内容により増減できるものとする。但し、運営委員会において過半数の賛同と承認を受ける必要がある。
2. 会計監査は、前年度の副会長・会計が特別の事情のない限り就任するものとする。前年度会計の留任や卒業によって 2 名に満たないときは、候補者を決定し、運営委員会で承認を受け、総会で紹介される。

第 2 章 会計細則

この細則は、P T A 規約・第 9 章に基づき会計に関する規則を定める。

1. 会費は、年額 3,000 円とし、一括払いとする。
2. 途中入会は月割で年額集金とする。自己都合による退会は返金なし、転校による退会は月割で返金することとする。
3. 毎会計年度の歳入・歳出予算案は、役員会で立案し、運営委員会で審議し、総会の議決を経る
4. 予算は項目に区別する。予算に定めた各項の金額の流用はできない。但し、運営委員会の承認を受ければその限りではない。

第 3 章 慶弔等についての細則

1. 会員死亡弔慰金 5,000 円
2. 職員転退職記念品 花 束
3. 職員結婚祝・出産祝金 5,000 円
4. 児童の死亡弔慰金 5,000 円
5. 職員・児童の見舞金（病気または事故等による 2 週間以上の入院）
5,000 円
6. 上記以外で必要ある場合は運営委員会の決定による。
7. 該当者があったときは、会を代表して校長、会長、副会長が意を表し届けること。（代理を依頼する場合もある。）

*申し合わせ事項として、この規定により、従来慣習によって学級毎に行われた慶弔金の集金は一切取り止めること。

第4章 P T Aに関する各種保険

1. P T A 団体傷害保険=あいおいニッセイ同和損保

被保険者：東小学校 P T A 会員と東小学校児童・生徒

P T A 会員の同居の親族

P T A 行事への参加が事前に P T A より認められている者

給付対象：P T A の管理下において P T A 行事に参加、活動中に負った傷害

被保険者が家から P T A 活動を行う場所への往復経路も含まれる

但し、児童に関しては、日本体育・学校健康センター災害共済（市教育委員会扱い任意保険）の給付対象になった時、この保険からは給付されない

補 償：

補償	傷害保険金額
死亡・後遺障害	2,500,000 円
入院日額	3,200 円
通院日額	2,100 円

2. 賠償責任保険

被保険者：東小学校 P T A

給付対象：P T A 管理下において、P T A が次の事項で法律上の損害賠償責任を負担する場合

- ① P T A 活動中に偶然の事故により、他人（東小学校 P T A 以外）に身体傷害を与えたり、他人の財物をなくしたり、壊したりした時
- ② P T A が第3者から借りたスポーツ用品等（保管物）を、P T A 会員及び児童が壊したり、紛失もしくは盗まれた時

免 責：

- ・ P T A 会員が所有、使用または管理する施設の改築・修理等工事に起因する賠償責任
- ・ P T A 会員の所有を離れた物または飲食物に起因する賠償責任
- ・ 自動車、車両の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ・ P T A が借用した保管物の瑕疵、自然の消耗もしくは性質による破損、借主に返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の破損に起因する賠償責任
- ・ P T A 活動終了後に活動以外の活動に起因する賠償責任

第5章 地区活動（バレー）細則

（名称）本会の名称は、地区活動（バレー）と称す。

（目的）本会の目的は、第3条を達成するために会員相互及び地域、他校との親睦を深めると共に技術鍛錬と体力向上を図ることとする。

（事業）本会は、次の事業に参加する。

1. 流山市PTA 東部ブロック（6校）主催のバレーボール大会
2. 流山市PTA 連絡協議会主催のバレーボール大会

（部員）本会の部員は、東小学校PTA 会員の中からの応募者とし、選手17名・選手の中からキャプテン1名、マネージャー1名を選出する。

（経費）本会の経費は、東小学校PTA 会費の一部をこれにあてる。

附則

この細則は、令和5年4月から施行する。

流山市立東小学校PTA個人情報取扱規則

(目的)

第1条 流山市立東小学校PTA(以下、「PTA」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA会員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 PTAは個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 PTAにおける個人情報の管理者は、PTA副会長とし、PTA会長がこれを任命する。

(取扱者)

第4条 PTAにおける個人情報の取扱者はPTA本部役員、地域活動(バレーボール部)における個人情報については地域活動(バレーボール部)のキャプテン・マネージャーとする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 PTAは個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示し、同意確認書を得る。なお、要配慮個人情報などを収集する場合はあらかじめ本人の同意を得る。

(周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料やメール等で会員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。

- (1)PTA会費集金・管理業務、PTA活動名簿作成、その他の文書の配布
- (2)PTA会員名簿、本部役員・会計監査・地域活動(バレーボール部)名簿の作成・運用
- (3)PTA行事等の出席名簿
- (4)本部役員等の選出・推薦活動
- (5)防犯協力の家活動における名簿作成・流山市への情報の提供

(利用目的による制限)

第9条 PTAは、個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- (1)法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同

意を得ることが困難であるとき

- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(管理)

- 第10条 個人情報管理は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
- 2 PTAは、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(保管および持出し等)

- 第11条 個人情報を取り扱う電子機器等についてはセキュリティ管理を厳密に実施し、持出しについては、電子メールでの送信・デバイス本体に関しても暗号化やパスワードを施す等の管理を適切に行うこととする。
- 2 紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。管理者、取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

- 第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要、かつ本人の同意を得ることが困難な場合
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進に必要な必要がある、かつ本人の同意を得ることが困難な場合
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については第三者に該当しないものとする。
 - (1) PTAが利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
 - (3) 流山市立東小学校
 - 3 PTAは、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 個人情報第三者(第12条第1項の場合を除く)に提供したときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 提供する対象者の同意を得ている旨、本人の同意を得ることが困難な場合はその経緯

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第12条第1項の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨、本人の同意を得ることが困難な場合はその経緯(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)。

(情報開示等)

第15条 PTAは、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

第16条 個人情報を漏洩等(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者であるPTA副会長及びPTA会長に報告しなければならない。

(研修)

第17条 PTAはPTA本部役員およびPTA運営に対して、定期的に個人情報の取扱に関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 PTAは個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員に周知するものとする。

付 則

本規則は、平成30年4月27日制定

本規則は、令和 5年4月1日から一部改正、施行する